

上障第 639 号
令和2年5月26日

障害福祉サービス事業所 }
障害児通所支援事業所 } 管理者 様

上尾市健康福祉部長
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所の
対応について (通知)

日頃より、障害福祉の増進にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。
さて、昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき令和2年4月
7日付けで本県が指定されていた「緊急事態宣言」が解除されました。
現在までのところ、本市の障害福祉サービス事業所等からは新型コロナウイルス
感染症の陽性者は発生しておらず、これも事業所等の皆様が徹底した
感染防止対策を実施していただいている結果によるものであり、感謝申し上げ
ます。

緊急事態宣言解除後の障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所の対応
について、下記のとおりお示ししますので、各事業所におかれましては、改
めて感染拡大防止の取組の徹底をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言解除後も
当面の間、臨時的な在宅でのサービス提供の取扱いを可能とすること
2. 厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点」
を参考に感染拡大防止の取組の徹底を継続すること

【問い合わせ】

健康福祉部 障害福祉課
管理担当 杉木
電 話 048-775-5315 (直通)
F A X 048-776-8872